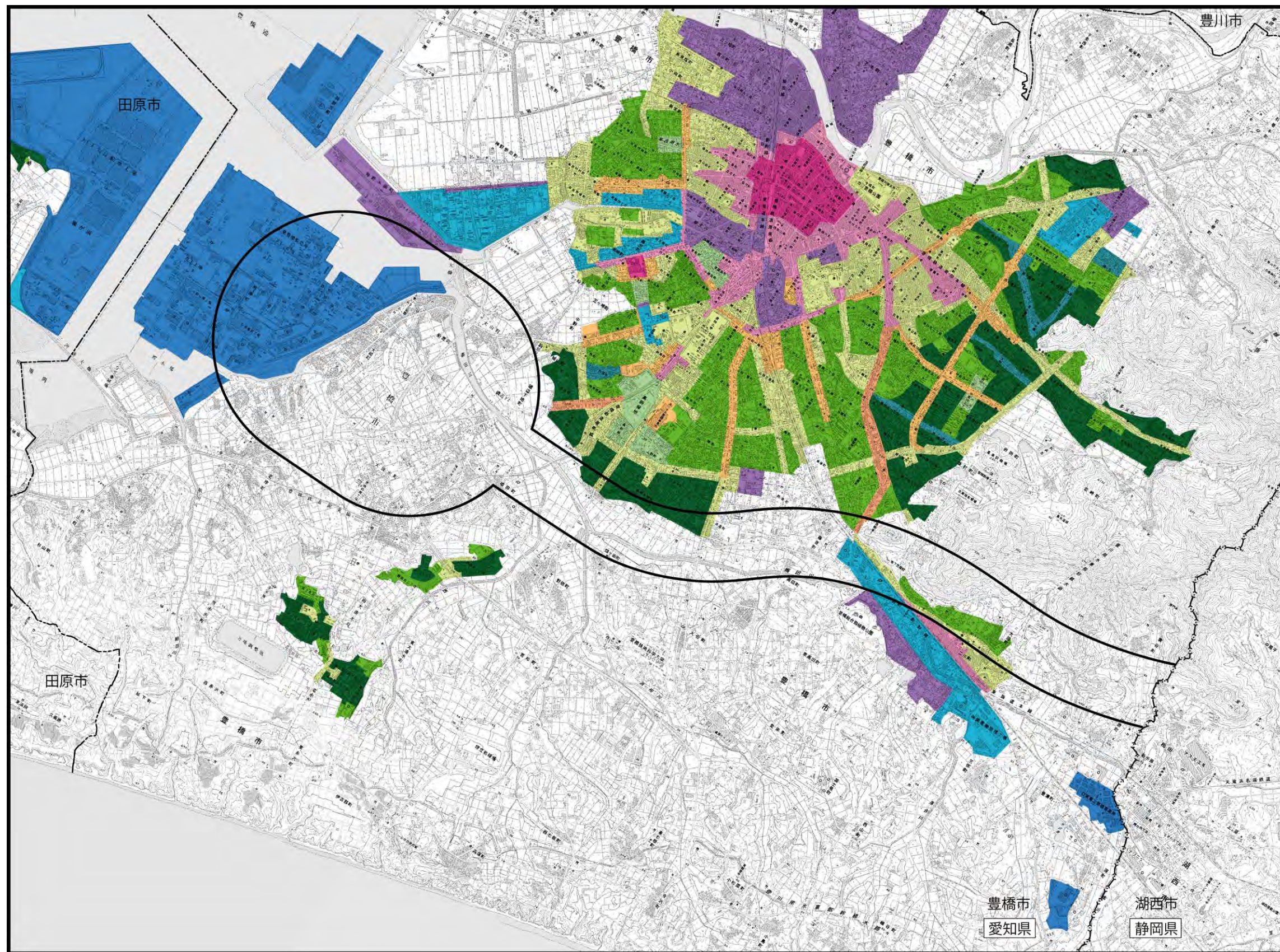


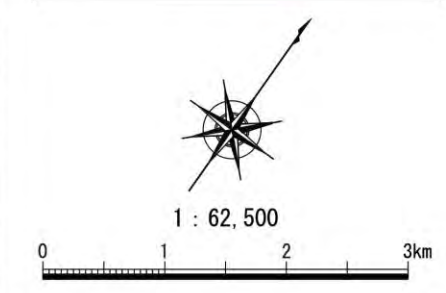
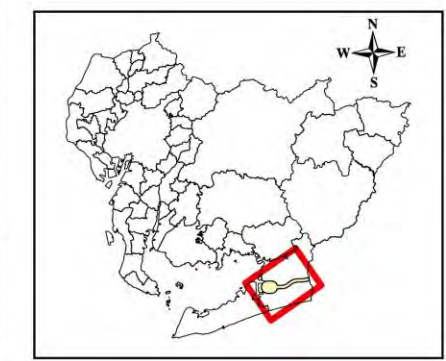
2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 都市計画法の規定により定められた用途地域

調査区域における「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：令和4年11月18日法律87号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域は、図4-2-15に示すとおりです。調査区域では、主に事業実施区域の北側及び北西側で用途地域が定められており、主に三河港周辺が工業系、JR豊橋駅を中心に商業系、工業系の地域、その周辺が住居系の地域に指定されています。



- 凡例
- : 都市計画対象道路
事業実施区域
 - : 県境
 - : 市町村界
 - : 第一種低層住居
専用地域
 - : 第二種低層住居
専用地域
 - : 第一種中高層住居
専用地域
 - : 第二種中高層住居
専用地域
 - : 第一種住居地域
 - : 第二種住居地域
 - : 準住居地域
 - : 近隣商業地域
 - : 商業地域
 - : 準工業地域
 - : 工業地域
 - : 工業専用地域



出典：「ちずみる豊橋」(豊橋市ホームページ)
「たはらeマップ」(田原市ホームページ)

図 4-2-15 用途地域図

(2) 環境基本法による公害防止計画の策定の状況

愛知県においては、現在、環境基本法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画（公害防止計画）を策定していません。

(3) 大気汚染防止法により定められたばい煙発生施設対象規模と指定地域

調査区域において、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づくばい煙発生施設の対象規模を表 4-2-18（1）～（4）に示します。なお、第 5 条の 2 第 1 項に規定する指定ばい煙に係る指定地域はありません。また、愛知県環境基本条例に定める公害を防止するための「県民の生活環境の保全等に関する条例」については後述します。

表 4-2-18（1） ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
1	ボイラー （熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力 20t/日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）及び煅焼炉 （法…14 の項に掲げるものを除く）	原料の処理能力 1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む）、転炉及び平炉 （法…14 の項に掲げるものを除く）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉 （法…こしき炉、14、24、25、26 の項に掲げるものを除く）	火格子面積 1m ² 以上 又は羽口面断面積 0.5m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上

表 4-2-18 (2) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積 1m ² 以上 又は
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	羽口面断面積 0.5m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 6L/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積 1m ² 以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む）及び直火炉 （法…26 の項に掲げるものを除く）	又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
11	乾燥炉 （法…14、23 の項に掲げるものを除く）	変圧器の定格容量 200kVA 以上
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/時以上 又は 火格子面積 0.5m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.2m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 20L/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 3L/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る）前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上

表 4-2-18 (3) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量 30kA 以上
21	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 80kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
22	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	伝熱面積 10m ² 以上 又は ポンプの動力 1kW 以上
23	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/時以上 又は 火格子面積 1m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/時以上 又は 変圧器の定格容量 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 （昭和 48 年 8 月 10 日施行）	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力 100kg/時以上
28	コークス炉 （昭和 50 年 12 月 10 日施行）	原料の処理能力 20t/日以上
29	ガスタービン （昭和 63 年 2 月 1 日施行）	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
30	ディーゼル機関 （昭和 63 年 2 月 1 日施行）	

表 4-2-18 (4) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
31	ガス機関 (平成3年2月1日施行)	燃料の燃焼能力が 重油換算 35L/時以上
32	ガソリン機関 (平成3年2月1日施行)	

注1) No. は、施行令別表第1の項番号をいう。

注2) 重油換算とは、液体燃料10L、ガス燃料16m³、固体燃料16kgを重油10Lに換算することをいう。
ただし、「ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時1,000m³/時未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）」及び「気体を燃料とするガス機関」については、下式による。

重油換算量 (L/時) = 気体燃料の燃料能力 (m³/時) × 気体の発熱量 (kJ/m³) ÷ 重油の発熱量 (kJ/L)

▶改質器：重油の発熱量は40,000kJ/L とする。(平成29年1月6日付け環水大大発第1701061号)

▶ガス機関：重油の発熱量は9,600kcal/L とする。(平成2年12月1日付け環大規384号及び平成9年2月12日付け環大規第32号)

注3) 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。

注4) 規制対象となるばい煙発生施設は、工場・事業場に設置されるもので、法第2条第2項に規定するばい煙発生施設及び鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置されるものを除く施設である。

(4) 環境基本法の規定により定められた大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準は、表4-2-19に示すとおりです。

表4-2-19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p> <p>4) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>5) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>6) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p>

出典：大気汚染に係る環境基準について

(昭和48年5月8日環境庁告示25号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示73号)

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について(平成21年9月9日環境庁告示33号)

二酸化窒素に係る環境基準について

(昭和53年7月11日環境庁告示38号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示74号)

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について

(平成9年2月4日環境庁告示4号、最終改正：平成30年11月19日環境庁告示100号)

(5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法により規定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

愛知県豊橋市は「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号、最終改正：令和元年5月24日法律第14号）第6条第1項の規定に基づき同法施行令（平成4年11月26日政令第365号、最終改正：令和4年11月28日政令第361号）で定める窒素酸化物対策地域、及び同法第8条第1項の規定に基づき同法施行令で定める粒子状物質対策地域、愛知県が定める「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の対策地域に指定されています。

田原市は対策地域に指定されていません。

① 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

愛知県では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号、最終改正：令和元年5月24日法律第14号）に基づき指定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量を削減するための各種対策を総合的に推進するために、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定により、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成25年3月、愛知県）を策定しています。

豊橋市は、同計画の対策地域に含まれます。

田原市は、同計画の対策地域には含まれません。

(6) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

調査区域において、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和55年5月1日法律第34号、最終改正：平成29年5月12日法律第26号）第5条第1項の規定に基づく沿道整備道路の指定はありません。

(7) 環境基本法の規定により定められた騒音に係る環境基準の類型の指定状況

調査区域における「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号）第16条第1項の規定により定められた騒音に係る環境基準は表4-2-20に、環境基準の地域の類型指定の状況は表4-2-21及び図4-2-16に示すとおりです。

調査区域は概ね、第1種・第2種住居地域及び用途地域の定めのない地域が該当するB類型に指定されており、豊橋市の中心部は、一部住居専用地域が該当するA類型並びに近隣商業・商業・準工業・工業及び工業専用地域が該当するC類型に指定されています。

表4-2-20 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域（道路に面する地域）に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L _{Aeq})	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

出典：騒音に係る環境基準について

（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日号環境省告示第35号）

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

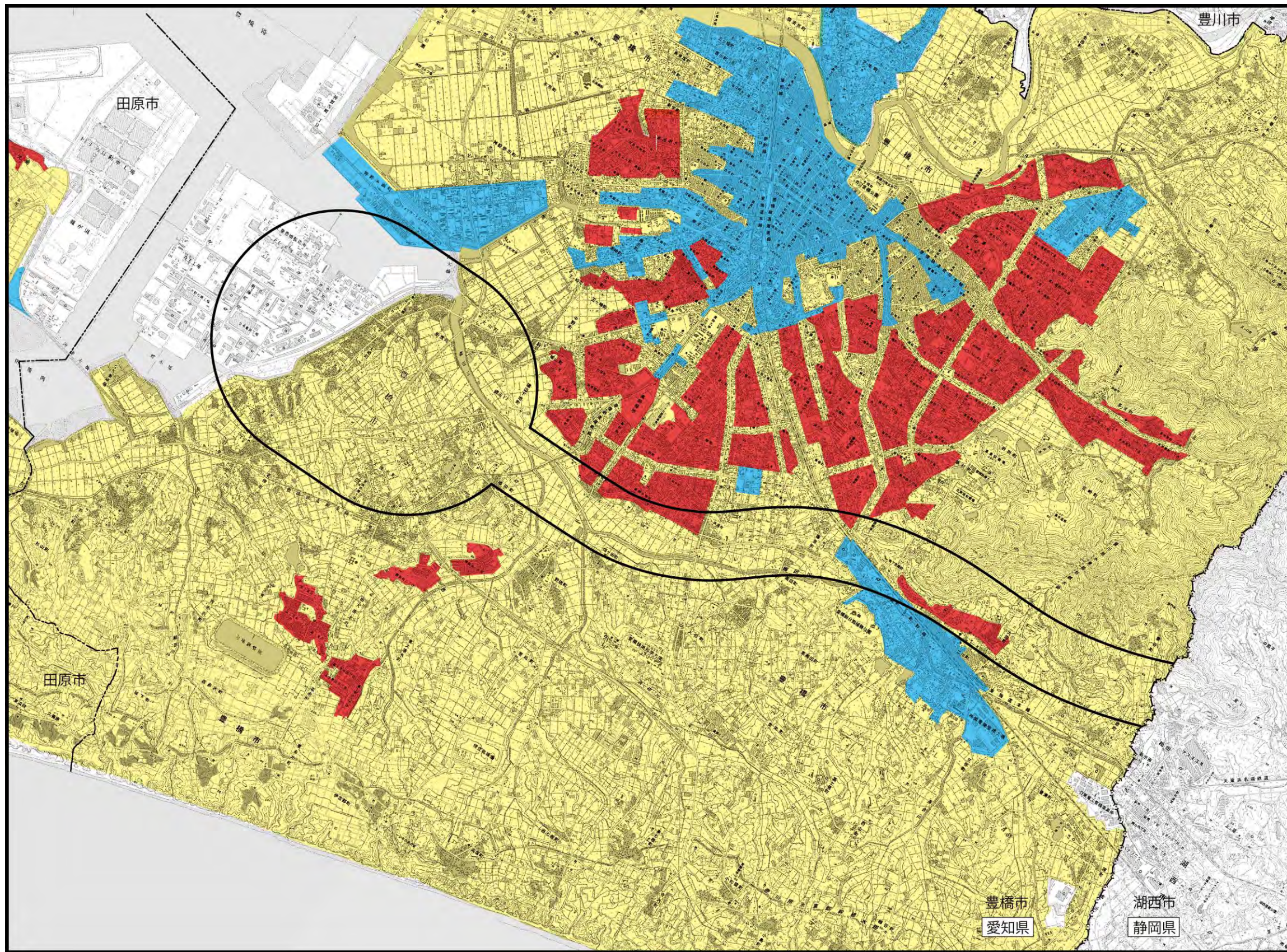
（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号）

騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成27年10月環境省）

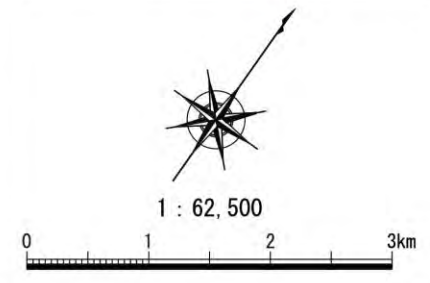
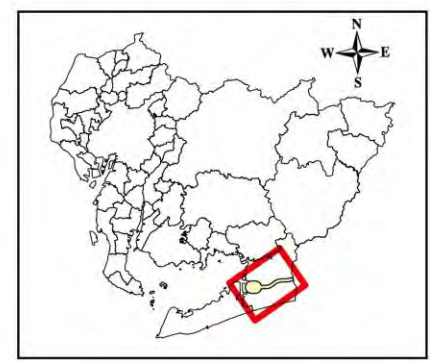
表 4-2-21 騒音に係る環境基準の類型指定

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日、愛知県告示第261号、最終改正：平成30年3月30日告示第208号）



- 凡 例
- : 都市計画対象道路
事業実施区域
 - : 県境
 - : 市町村界
 - : 類型A
: a区域
 - : 類型B
: b区域
 - : 類型C
: c区域



出典：「ちずみる豊橋」(豊橋市ホームページ)
「たはらeマップ」(田原市ホームページ)

図 4-2-16 騒音類型指定状況及び自動車騒音の限度に係る区域区分図

(8) 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第3条第1項及び第17条第1項に基づき自動車騒音の限度及び時間の区分は表4-2-22（1）～（2）に、自動車騒音の区域の区分は表4-2-23及び前掲の図4-2-16に示すとおりです。

調査区域の大半はb区域に指定されています。このほか一部住居系の土地利用箇所が該当するa区域並びに商業・工業系の土地利用箇所が該当するc区域が豊橋市中心部等で指定されています。

表 4-2-22(1) 自動車騒音の限度

区域の区分	昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考) a区域、b区域、c区域の区分は表4-2-23に示すとおりである。

表 4-2-22(2) 自動車騒音の限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

備考1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

備考2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号）

表 4-2-23 自動車騒音の限度に係る区域の区分

区域	区域の区分
a区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定（平成11年3月17日豊橋市告示第50号、最終改正：平成27年5月11日豊橋市告示第168号）

(9) 騒音規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第3条第1項及び第15条第1項に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-24に、区域の区分は表4-2-25及び図4-2-17に示すとおりです。

調査区域は、第1号区域及び第2号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

また、調査区域における愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日条例第7号、最終改正：令和4年3月25日条例第15号）第47条に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-26に、区域の区分は表4-2-27及び図4-2-18に示すとおりです。

調査区域及び事業実施区域を含む愛知県全域が、特定建設作業に伴う騒音の基準の対象地域となっています。

表4-2-24 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（騒音規制法）

項目	内容	適用 ^注
対象地域	都市計画区域以外の地域における表4-2-25の第1号区域及び第2号区域	—
対象作業	別表No.1～8参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において85dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われえないこと	A B C E F

注）アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

(別表)

No	区分	適用
1	くい打機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
6	バックホウを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る

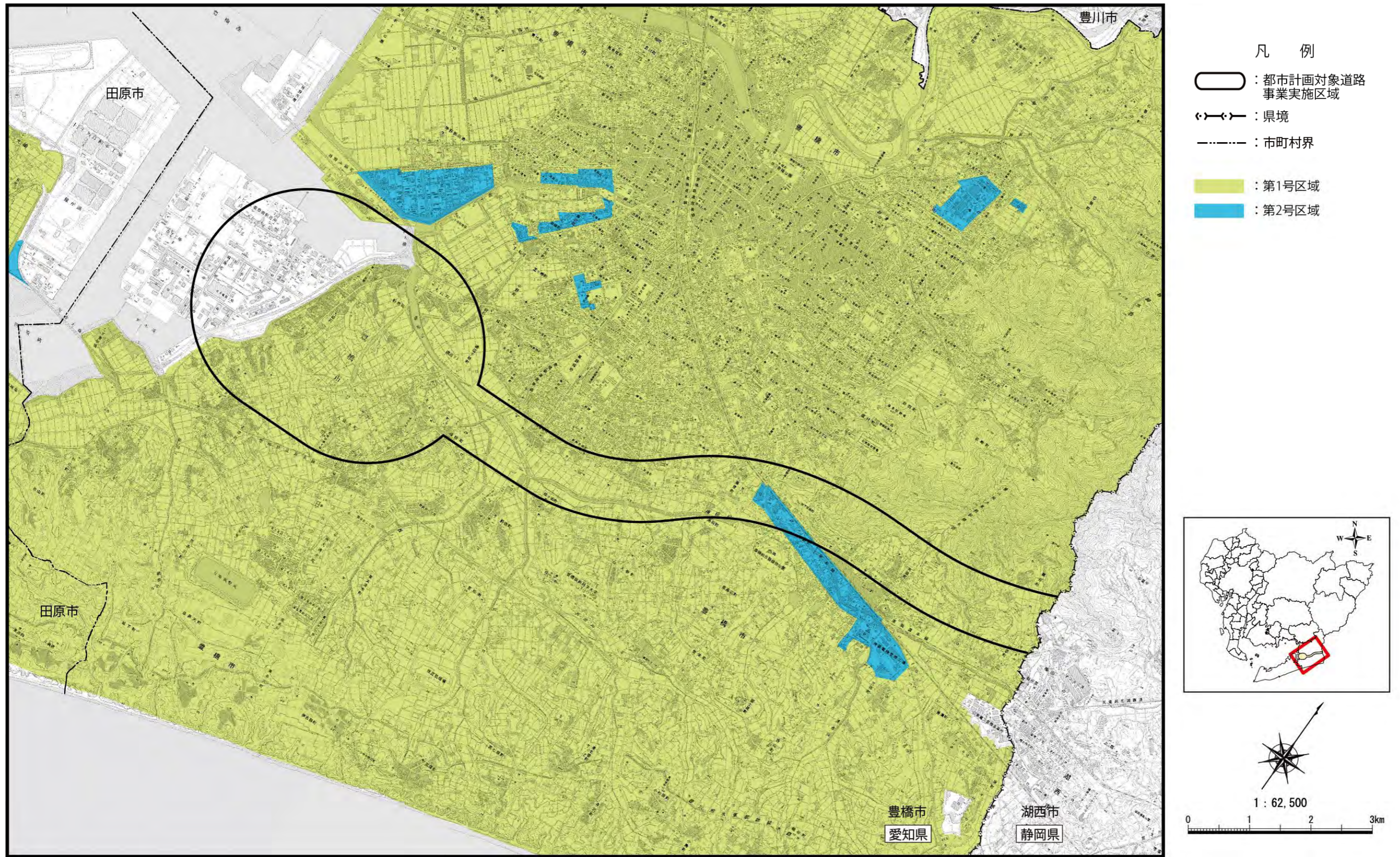
出典：騒音規制法施行令（昭和43年11月27日政令第324号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号）

表 4-2-25 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分（騒音規制法）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの地域
第 2 号区域	工業区域

出典：騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定（平成11年3月17日豊橋市告示第50号、最終改正：平成27年5月11日豊橋市告示第168号）

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域（昭和46年愛知県告示第801号、最終改正：平成30年3月30日愛知県告示第201号）



出典：「ちずみる豊橋」（豊橋市ホームページ）
「たはらeマップ」（田原市ホームページ）

図 4-2-17 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（騒音規制法・振動規制法）

表 4-2-26 特定建設作業に伴う騒音の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用 ^注
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No. 1～10 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内において行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 85dB を超えないこと	—
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと 第 3 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと 第 3 号区域：1 日 10 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正：令和5年3月22日愛知県規則第4号）

(別表)

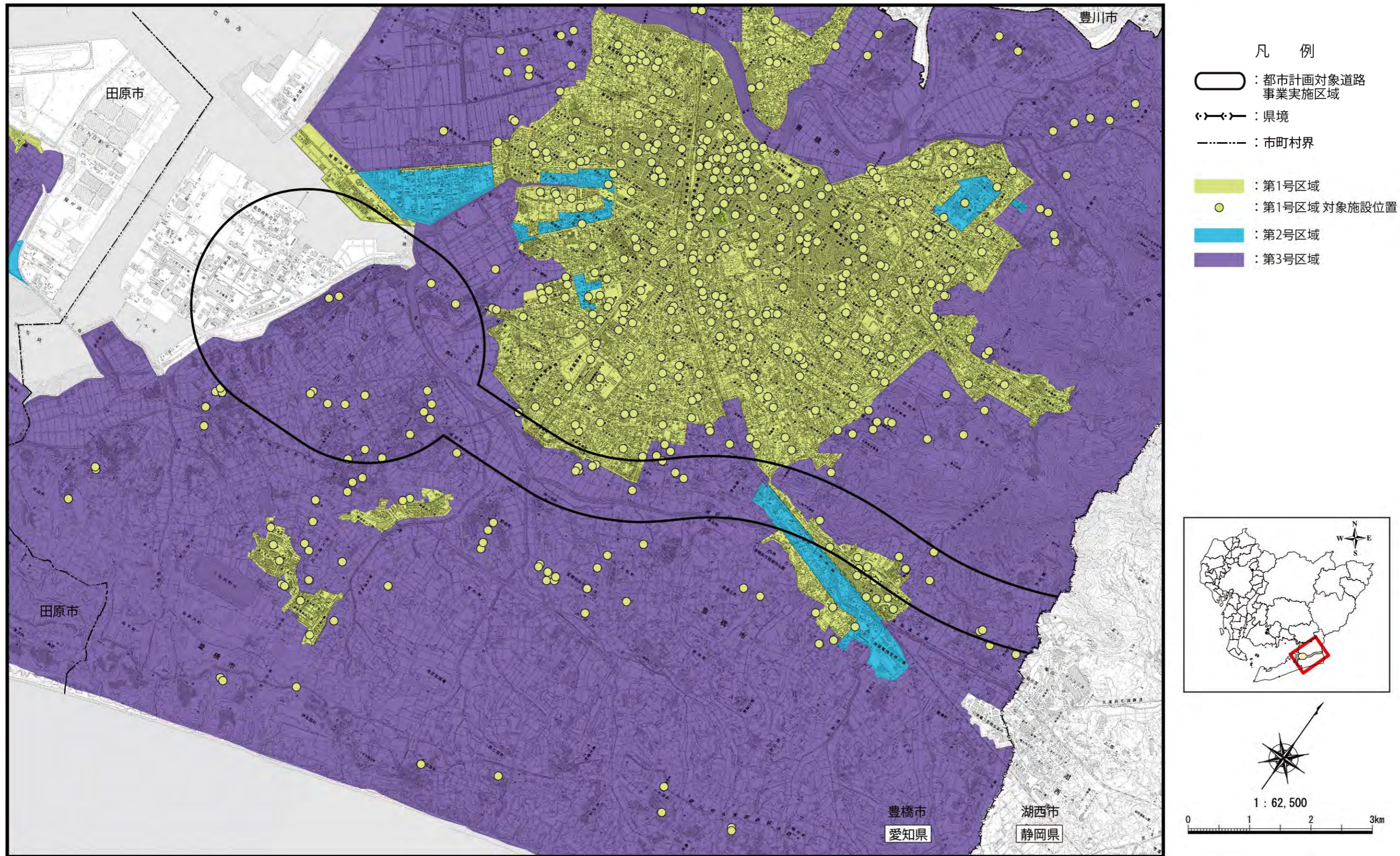
No	区分	適用
1	くい打機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	アスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業	
7	コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	
8	コンクリートカッターを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパー、トラクターショベルその他これらに類する機械	<ul style="list-style-type: none"> ・これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。
10	ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業	

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正：令和5年3月22日愛知県規則第4号）

**表 4-2-27 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分
（県民の生活環境の保全等に関する条例）**

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	工業地域（前号2.の区域を除く）
第3号区域	前2号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正：令和5年3月22日愛知県規則第4号）



出典：「ちずみる豊橋」（豊橋市ホームページ）
「たはら eマップ」（田原市ホームページ）

図 4-2-18 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（県民の生活環境の保全等に関する条例）

(10) 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」（昭和51年6月10日法律第64号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第3条第1項及び第16条第1項に基づき道路交通振動の限度及び時間の区分は表4-2-28に、区域の区分は表4-2-29及び図4-2-19に示すとおりです。

調査区域は概ね、商業・工業系地域と用途なし地域が該当する第2種区域が指定されており、住居系地域が該当する第1種区域も点在しています。

事業実施区域においては、主に第2種区域が、一部第1種区域が指定されています。

表 4-2-28 道路交通振動の限度

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

注) 時間区分は以下の通りである。

昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）

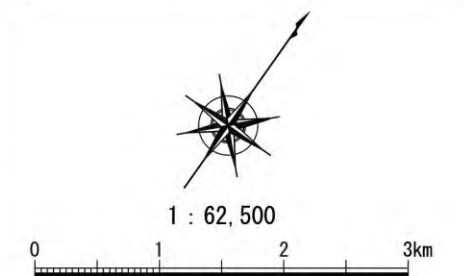
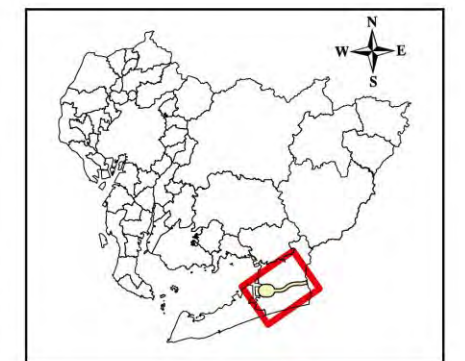
表 4-2-29 道路交通振動の限度における区域の区分

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域 田園住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域

出典：振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定（昭和52年10月17日愛知県告示第1049号、最終改正：平成30年3月30日告示第207号）



- 凡例
-  : 都市計画対象道路事業実施区域
 -  : 県境
 -  : 市町村界
 -  : 第1種区域
 -  : 第2種区域



出典：「ちずみる豊橋」(豊橋市ホームページ)
「たはらeマップ」(田原市ホームページ)

図 4-2-19 道路交通振動における区域の区分

(11) 振動規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 4-2-30 に、区域の区分は表 4-2-31 及び前掲の図 4-2-17 に示すとおりです。

調査区域は、第 1 号区域及び第 2 号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第 1 号区域が、一部第 2 号区域が指定されています。

また、調査区域における「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正：令和 4 年 3 月 25 日条例第 15 号）第 47 条に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 4-2-32 に、区域の区分は表 4-2-33 及び前掲の図 4-2-18 に示すとおりです。

調査区域及び事業実施区域を含む愛知県全域が、特定建設作業に伴う振動の基準の対象地域となっています。

表 4-2-30 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（振動規制法）

項目	内容	適用
対象地域	都市計画区域以外の地域における表 4-2-31 の第 1 号区域及び第 2 号区域	—
対象作業	別表 No. 1～4 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	—
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

(別表)

No	区分	適用
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破碎機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る
4	ブレーカーを使用する作業	・手持式のものを除く ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る

出典：振動規制法施行令（昭和51年10月22日政令第280号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号）

表 4-2-31 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分（振動規制法）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
第2号区域	工業地域

出典：振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定（平成11年3月17日豊橋市告示第51号、最終改正：平成27年5月11日豊橋市告示第169号）

振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定（昭和52年愛知県告示第1048号、最終改正：平成30年3月30日愛知県告示第206号）

表 4-2-32 特定建設作業に伴う振動の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用 ^注
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No. 1～4 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において75dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと 第3号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと 第3号区域：1日10時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正：令和5年3月22日愛知県規則第4号）

(別表)

No	区分	適用
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機	・油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破碎機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・手持式のものを除く。 ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正：令和5年3月22日愛知県規則第4号）

表 4-2-33 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分
(県民の生活環境の保全等に関する条例)

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域
第 2 号区域	工業地域（前号 2. の区域を除く）
第 3 号区域	前 2 号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正：令和5年3月22日愛知県規則第4号）

(12) 環境基本法の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」は表4-2-34に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表4-2-35及び表4-2-37に、「水産用水基準」(2018年、公益社団法人日本水産資源保護協会)は表4-2-39に示すとおりです。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用されます。「生活環境の保全に関する環境基準(河川・海域)」は、公共用水域ごとに定められており、調査区域には水質汚濁の環境基準の類型指定に指定されている水域が存在します。

調査区域における指定状況は、表4-2-36、表4-2-38及び図4-2-20に示すとおりです。

表4-2-34 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	—

備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号)

表 4-2-35 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100ml 以下 ^{注6)}
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備考1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）

2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

3) 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。

4) 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

5) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

6) 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考) 基準値は、年間平均値とする。				

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号）

表 4-2-36 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））の類型指定状況

ア河川（BOD）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
豊川等水域	豊川中流	宇連川合流点から豊橋市下条上水道取水地点まで	A	直ちに達成	平成 11 年 3 月 31 日 愛知県告示
	豊川下流	下条上水道取水地点より下流	A	直ちに達成	平成 29 年 3 月 31 日 愛知県告示
	梅田川	静岡県に属する水域を除く	C	直ちに達成	平成 29 年 3 月 31 日 愛知県告示

イ（水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
豊川等水域	豊川（イ）	布里堰堤より下流	生物 B	直ちに達成	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示
	梅田川	静岡県に属する水域を除く	生物 B	直ちに達成	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示

出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）

表 4-2-37 生活環境の保全に関する環境基準（海域）COD 等の類型指定状況

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境 保全及びB以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産2級、工業用水及びC の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考 1) 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。
 2) アルカリ性法とは次のものをいう。
 試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/l}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$$
 (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (ml)
 (b) : 蒸留水について行なった空試験値 (ml)
 $f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価
 3) 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2 級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注3) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げる もの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考 1) 基準値は、年間平均値とする。

2) 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考 1) 基準値は、日間平均値とする。

備考 2) 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日環境省告示62号）

表 4-2-38 生活環境の保全に関する環境基準（海域）の類型指定状況

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
渥美湾水域	神野・田原地先海域	豊川河口左岸と同地点から西南西 4,500m の地点を結ぶ線、同地点から南 3,500m の地点を結ぶ線、同地点と同地点から南西 5,500m の地点を結ぶ線、同地点と田原市白谷基標（北緯 34 度 41 分 21 秒，東経 137 度 14 分 19 秒）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	5 年以内で可及的速やかに達成	昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定

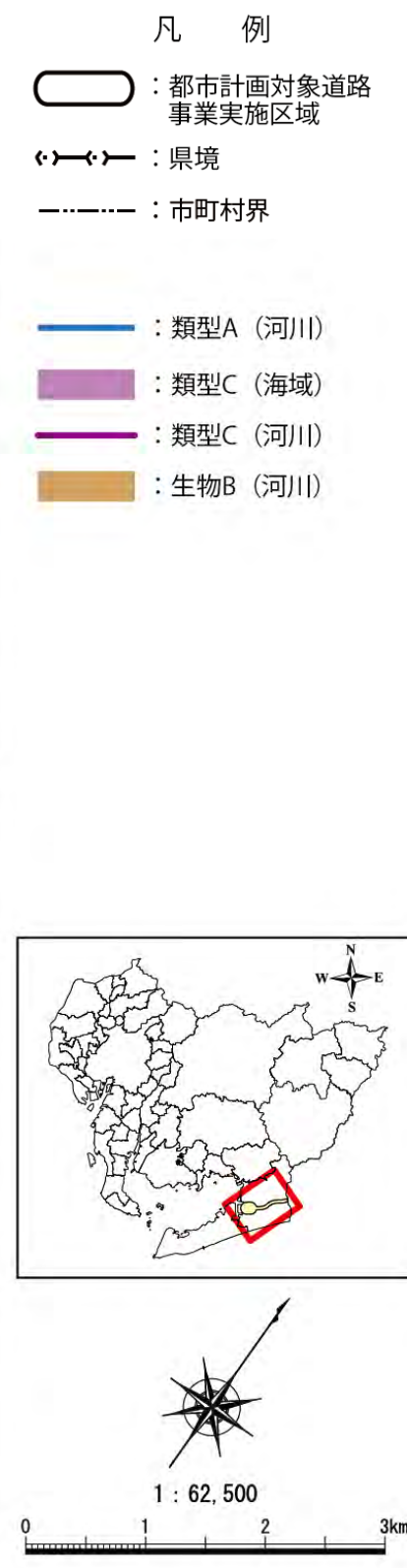
出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）

表 4-2-39 水産用水基準

項目	河川		湖沼		海域
BOD	自然繁殖の条件	生育の条件	—		—
	3mg/L 以下	5mg/L 以下			
	2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)			
COD 注1	—		自然繁殖の条件	生育の条件	一般海域…1mg/L 以下 ノリ養殖場及び閉鎖性内湾 沿岸域…2mg/L 以下
			4mg/L 以下	5mg/L 以下	
			2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	
全リン	—		0.1mg/L 以下 (コイ、フナ) 0.05mg/L 以下 (ワカサギ) 0.01mg/L 以下 (サケ科・アユ)		環境基準における 水産 1 種 0.03mg/L 以下 水産 2 種 0.05mg/L 以下 水産 3 種 0.09mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機 態窒素 0.007~0.014mg/L 以下
全窒素	—		1 mg/L 以下 (コイ、フナ) 0.6mg/L 以下 (ワカサギ) 0.2mg/L 以下 (サケ科・アユ)		環境基準における 水産 1 種 0.3mg/L 以下 水産 2 種 0.6mg/L 以下 水産 3 種 1.0mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機 態窒素 0.07~0.1mg/L 以下
DO	6mg/L 以上 (サケ、マス、アユには 7mg/L 以上)			6mg/L 以上 内湾漁場の夏季低層で最低 限維持すべき濃度… 4.3mg/L (3mL/L)	
pH	6.7~7.5				7.8~8.4
	(生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。)				
懸濁物質 (SS)	1. SS25mg/L 以下 (人為的に加えられる SS5mg/L 以下) 2. 忌避行動等の反応を起こさせる原因とならないこと。 3. 日興透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさぬこと。	サケ、マス、アユ	温水性魚類	人為的に加えられる S2mg/L 以下海藻類の繁殖適水位において必要な照度が保持され、その繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。	
		SS	SS		
		1.4mg/L 以下 透明度	3.0mg/L 以下 透明度 1.0m 以上		
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。				
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化のないこと。				
大腸菌群	1000MPN/100mL 以下 (生食用のカキ飼育：70MPN/100mL 以下)				
油分	水中には油分が含まれないこと、水面に油膜が認められないこと。				
有害物質	有機物質の基準値は、表 1、表 2 および表 3 に掲げる物質ごとに道標の基準値の欄に掲げるとおりとする。				
底質	有機物等により汚泥床、ミズワタ等の発生を起こさないこと。			(乾泥として) COD20mg/g 以下 硫化物 0.2mg/g 以下 n-ヘキサン抽出物質 0.1% 以下	
	1. 微細な懸濁物が岩面、または礫、砂利等に付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 2. 溶出して有害性を示す成分を含まないこと。				

注 1) 湖沼では酸性法、海域ではアルカリ性法である。(海域における COD 水産用水基準はアルカリ性法、COD 環境基準は酸性法である。アルカリ性法 COD 値=酸性法 COD 値×0.6)

出典：「水産用水基準2000年版」(平成12年12月 公益社団法人 日本水産資源保護協会)



出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県水大気環境課 愛知県ホームページ）

図 4-2-20 水質類型指定状況図

(13) 環境基本法の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は表4-2-40に示すとおりです。

表 4-2-40 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正：令和3年10月7日環境省告示63号)

(14) 水質汚濁防止法により排水基準が定められた区域

調査区域における「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、同法同条第 1 項の排水基準に代えて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準（上乘せ排水基準）を適用する区域は、愛知県「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日愛知県条例第 66 号）により、渥美湾・豊川等水域に設定されています。

上乘せ排水基準は表 4-2-41(1)～(3)に、指定水域は図 4-2-21 に示すとおりです。

表 4-2-41(1) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（渥美湾・豊川等水域）

単位：mg/L

工場 又は 事業場	業種	項目及び許容限度							
		生物化学的 酸素要求量	化学的酸 素要求量	浮遊 物質質量	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール 類含有 量	銅含 有量	
					鉱油類	動植物 油脂類			
既設の 工場又 は事業 場	下水道 処理区 域に所 在する もの	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1
	その他 の地域 に所在 するも の	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設、又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上のもの 160 (120)	—	160 (120)	—	—	—	—
		畜産食品 製造業	乳製品製造業 120 (100)	—	30 (20)	—	10	—	—
			その他 120 (100)	—	90 (70)	—	10	—	—
		水産食品、調味料、米菓、 ぶどう糖又は水あめの製造業	120 (100)	—	90 (70)	—	10	—	—
		野菜又は果実を原料とする保 存食品製造業	120 (100)	—	40 (30)	—	10	—	—
		小麦粉、パン若しくは菓子の 製造業又は製あん業	80 (60)	—	80 (60)	—	—	—	—
		清酒製造業	120 (100)	—	90 (70)	—	10	—	—
		蒸りゆう酒又は混成酒の製造 業	160 (120)	—	120 (100)	—	10	—	—
		動物系飼料又は有機質肥料の 製造業	160 (120)	—	200 (150)	—	10	—	—
		動植物油脂製造業	100 (80)	—	80 (60)	—	20	—	—
		でん粉製造業	160 (120)	—	90 (70)	—	5	—	—
		豆腐製造業	160 (120)	—	200 (150)	—	10	—	—
		繊維工業又は繊維製品 製造業	毛紡績業（洗 毛施設を有す るものに限 る。） 120 (100)	—	180 (150)	—	30	—	—
			染色整 理業 50 (40)	—	50 (40)	—	10	1	—
			毛繊維 加工業 100 (80)	—	100 (80)	—	10	1	—
			その他 100 (80)	—	100 (80)	—	10	—	—
		一般製材業、木材チップ製造 業、合板製造業又はパーティ クルボード製造業	70 (50)	70 (50)	90 (70)	—	—	—	—
		紙製造業	120 (100)	—	180 (150)	—	—	—	—

表 4-2-41(2) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（渥美湾・豊川等水域）

単位：mg/L

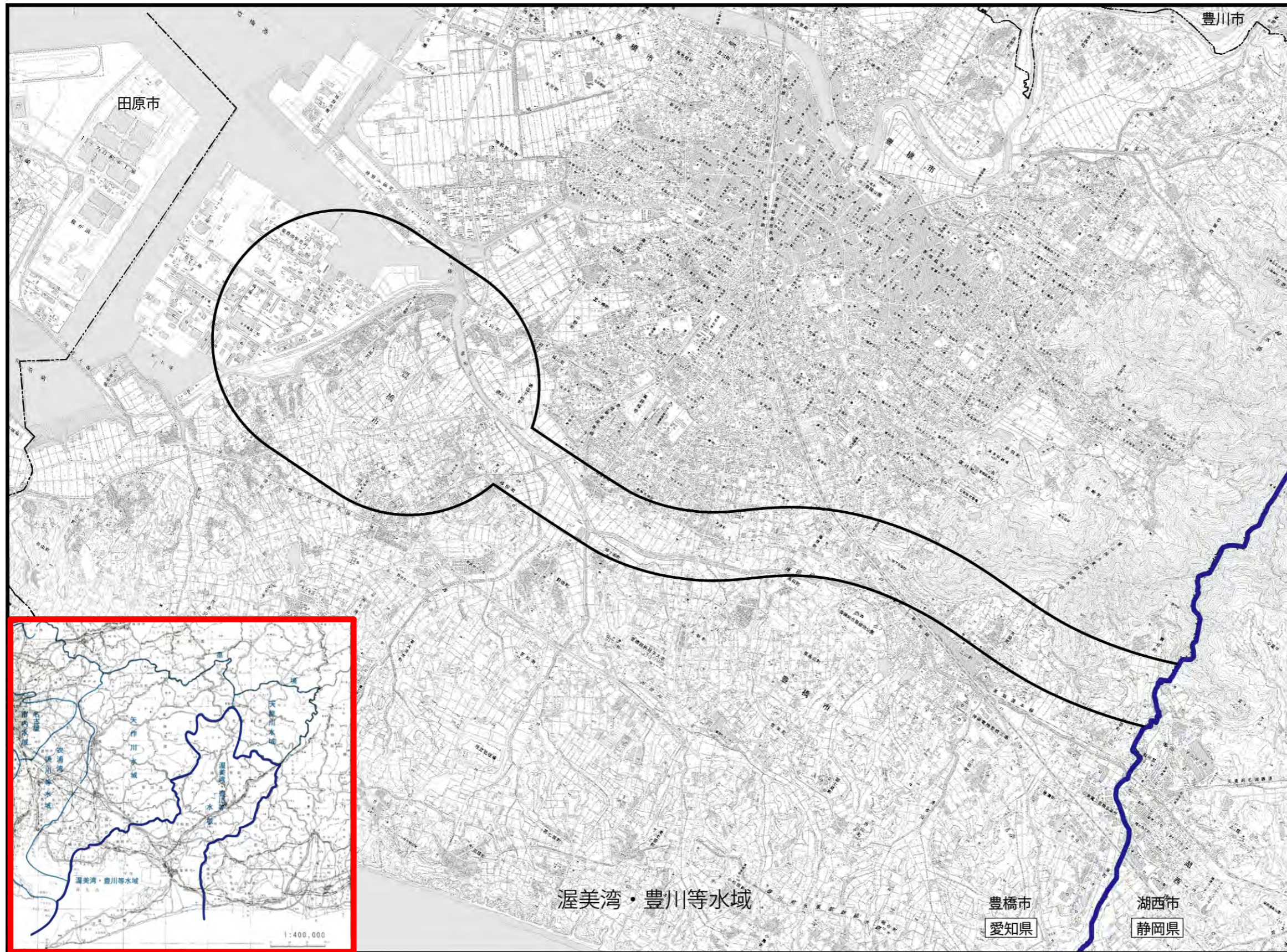
工場 又は 事業場	業種	項目及び許容限度							
		生物化学的 酸素要求量	化学的酸 素要求量	浮遊 物質質量	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール 類含有 量	銅含 有量	
					鉱油類	動植物 油脂類			
既設の 工場又 は事業 場の その他 地域に 所在す るもの	新聞業、出版業、 印刷業又は製版業	25 (20)	—	30 (20)	—	—	—	1	
	化学工業	30 (20)	—	40 (30)	3	—	—	—	
	窯業、土 石製品製 造業又は 非金属鉱 業	窯業原料 (うわ薬 原料を含 む。)精 製業	一日当 たりの平 均的な排 出水量が 五十立方 メートル 以上のもの	25 (20)	—	200 (150)	2	—	—
			一日当 たりの平 均的な排 出水量が 十立方メ ートル以 上五十立 方メートル 未満のもの	25 (20)	—	300 (250)	2	—	—
		その他	25 (20)	—	150 (120)	2	—	—	
		鉄鋼業	25 (20)	20 (15)	40 (30)	2	—	1	1
		非鉄金属製造業、金属製品製 造業又は機械器具製造業（武 器製造業を含む。）	25 (20)	—	30 (20)	—	—	—	1
		水道施設、工業用水道施設又 は自家用工業用水道の施設を 有するもの	25 (20)	—	30 (20)	—	—	—	—
		酸若しくはアルカリによる表 面処理施設を有するもの又は 電気めつき施設を有するもの	25 (20)	—	30 (20)	—	—	—	1
		旅館業	90 (70)	90 (70)	90 (70)	—	—	—	—
		病院	40 (30)	—	90 (70)	—	—	—	—
		と畜業	80 (60)	—	80 (60)	—	—	—	—
		地方卸売市場	50 (40)	—	70 (50)	—	10	—	—
		自動式車両洗浄施設を有する もの	25 (20)	—	70 (50)	—	—	—	—
		科学技術に関する研究、試 験、検査又は専門教育を行う もの	40 (30)	40 (30)	90 (70)	—	—	—	—
		一般廃棄物処理施設である焼 却施設を有するもの	40 (30)	—	50 (40)	—	—	—	—
		し尿処理施設を有するもの	(30)	(30)	(70)	—	—	—	—
		下水道終末処 理施設を有す るもの	豊橋市中島処 理場	(20)	—	(70)	—	—	—
			その他	(60)	—	(120)	—	—	—
				(20)	—	(70)	—	—	—

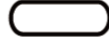
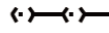


表 4-2-41 (3) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（渥美湾・豊川等水域）

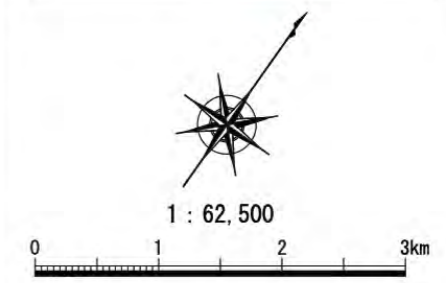
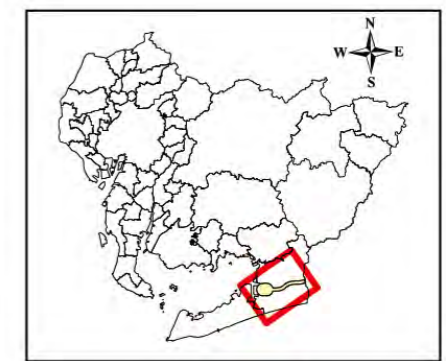
単位：mg/L

工場 又は 事業場	業種	項目及び許容限度								
		生物化学的 酸素要求量	化学的酸 素要求量	浮遊 物質	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール 類含有 量	銅含 有量		
					鉱油類	動植物 油脂類				
新設の 工場又 は事業 場	下水道 処理区 域に所 在する もの	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	
	その他 の地域 に所在 するもの	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、食料品製造業（冷凍調理食品製造業を除く。）、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	
		畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	90 (70)	90 (70)	100 (80)	—	—	—	—	
		食料品製 造業（冷 凍調理食 品製造業 を除 く。）	乳製品製造業	50 (40)	50 (40)	30 (20)	—	10	—	—
			野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	50 (40)	50 (40)	40 (30)	—	10	—	—
			でん粉製造業	50 (40)	50 (40)	40 (30)	—	5	—	—
			その他	50 (40)	50 (40)	50 (40)	—	10	—	—
		繊維工業又は繊維製品製造業	50 (40)	50 (40)	40 (30)	—	10	1	—	
		鉄鋼業	25 (20)	20 (15)	30 (20)	2	—	0.5	1	
		旅館業	40 (30)	40 (30)	70 (50)	—	—	—	—	
		し尿処理施設を有するもの	40 (30)	40 (30)	80 (60)	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—		

出典）水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号、最終改正：平成12年12月22日愛知県条例第66号）



- 凡 例
-  : 都市計画対象道路
事業実施区域
 -  : 県境
 -  : 市町村界
 -  : 水域の区分



出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（水域の区分）（愛知県ホームページ）

図 4-2-21 水域の区分図

(15) 水質汚濁防止法の規定に基づく指定地域

調査区域に位置する愛知県豊橋市及び田原市は、太平洋側の一部を除き「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく、化学的酸素要求量及び窒素又はりん含有量について同法施行令で定める地域（指定地域）に定められています。

(16) 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された指定湖沼及び同条第 2 項の規定により指定された指定地域はありません。

(17) 環境基本法の規定により定められた土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号）第16条第1項の規定に基づく土壤汚染に係る環境基準は表4-2-42に示すとおりです。

表4-2-42 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度測定は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日環境省告示44号）

(18) 土壤汚染対策法の規定により指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域

調査区域において、「土壤汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第6条第1項の規定に基づく要措置区域、同法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域はありません。

(19) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準は、表4-2-43に示すとおりです。

表4-2-43 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁、水底の底質の汚染及び土壤の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壤	1,000pg-TEQ/g以下

備考1) 基準値は、2,3,7,8四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3) 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4) 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）

(20) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域

調査区域において、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域に指定された地域はありません。